

伊賀市立上野南小学校いじめ防止基本方針（案）

2026. 4

Ⅰ いじめの防止等に対する基本的な考え方

○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた児童本人や周辺の様態等を客観的に確認したり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

○ いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方等

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

○ いじめが「解消している」と判断するための要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断によ

り、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

○ 伊賀市立上野南小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭による「上野南小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

なお、必要に応じて、いじめ問題相談員、県・市から派遣されるスクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA役員、伊賀市子ども発達支援センター職員等を招聘する。

【開催時期】 月1回

【機能】 いじめ問題に関わる年間計画を作成する。

いじめ防止に関する取組の検証を行う。

いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア マニフェスト・学校経営方針から

- ・なかまと学び合い、自己実現に向けて未来を切り拓く子どもを育てる（学校教育目標）
- ・からかいやいじめ等を見たとき、「おかしい」「やめよう」と言える。（マニフェスト）

イ 人権・同和教育の取組、なかまづくりの取組

- ・すべての教育活動を通して、人権を尊重し、差別やいじめを見抜き、差別やいじめを許さない個と集団の育成をめざす。
- ・生活科や総合的な学習の時間を中心に、人との出会いや関わりを大切に人権総合学習を進める。
- ・児童一人ひとりが認められ、互いを大切にして、共に学び、共に高まり合う集団の育成に努める。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・多様な体験活動や地域の人々とのふれあいを通して、自分も他の人も大切にして生きる心情や態度を育てる。
- ・基本的な生活習慣や学習規律の定着を図るとともに、相手に伝わりやすく説明する力を育てる。

エ 自尊感情・自己有用感の育成

- ・授業や活動の中で一人ひとりのやさしさが引き出され、互いに認め合える場を設定する。
- ・基礎・基本の定着を図り、児童が主体的に学ぶ授業づくりを進める。

オ 児童会の取組

- ・全校集会（なかよし集会）の児童による主体的な運営を進める。
- ・異年齢集団による縦割り班活動や委員会活動の充実を図る。

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

- ・児童の実態やその背景を的確に把握し、共通理解の上に立った指導を進める。
- ・教職員自身がいじめ防止に対する正しい理解と認識を深め、その資質向上を図る研修を重ねて実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・家庭訪問、個別懇談会、学級懇談会、地区懇談会の充実を図り、保護者とのつながりや連携を深める。
- ・いじめ問題相談員や保護者、地域の関係機関と連絡・連携を図りながら取組を進める。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査による実態把握の実施

- ① 児童対象 年3回（5月・9月・1月）
- ② 保護者対象 年1回（10月）
- ③ 学級満足度調査（QU調査） 年2回
- ④ 日常の⑦児童の行動把握と記録化

※調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日調査を実施する。

※長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する。）

※アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

イ 教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 担任等による定期的な教育相談
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ問題相談員の活用
- ④ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

ウ 日常的な生活ノート・日記帳、家庭訪問による実態把握の実施

エ 教職員の情報共有体制

- ・月2回全教職員で課題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、伊賀市立上野南小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の伊賀市立上野南小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む）

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。